

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条  
第一項の規定により、桜井市長から次のとおり公共測量を実施することについて通知が  
ありました。

令和四年十一月十五日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（道路台帳図データ更新）
- 二 測量の地域 桜井市の一部
- 三 測量の期間 令和四年十一月十八日から令和五年三月三十一日まで